



浦安市立南小学校 いじめ防止基本方針 R7.4.1

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かにたくましく生きる児童を育てていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学年学級経営等に努める。
- ② 児童のサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学年・学校全体で取組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条第1項より)

(2) 基本施策

①いじめ等の防止に関する目標

- ア 規則正しい学校生活（あいさつがあふれる学校）・いじめを許さない学校づくり
- イ 児童が主体的に学ぶ学校づくり
- ウ 児童が活躍し、自己有用感が味わえる学校づくり

②学校におけるいじめ防止

- ア いじめについての共通理解
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

③いじめ早期発見のための措置

ア 教育相談の充実

(全員面談6月【児童・教員】/二者面談4、9月【保護者・教員】)

- ・休み時間等の会話や雑談の中等で、児童の様子に目を配る。
- ・相談しやすい雰囲気づくりに努める。

イ 相談窓口の周知・掲示

(保健室、相談室、電話相談窓口 ※「浦安市いじめ110番」を含む。)



ウ アンケートによる調査

(年4回／実施時期 ①6月上旬 ②9月下旬～10月上旬 ③12月中旬 ④2月中旬)
・いじめに関するアンケート調査を定期的の実施し、安心していじめを訴えられるようにするとともに、児童一人一人の状況を把握する。

④いじめ防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

ア 校内研修の充実

イ 体罰の根絶

ウ スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラーの活用

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア ネットパトロール等関係機関との連携

イ 情報モラル向上への指導の充実と児童及び保護者に対する啓発活動

⑥中学校区での情報共有

ア 浦安市園・小・中連携の日を活用し、各校でのいじめ防止に関する取組の共有

イ 生徒指導状況に関する情報共有

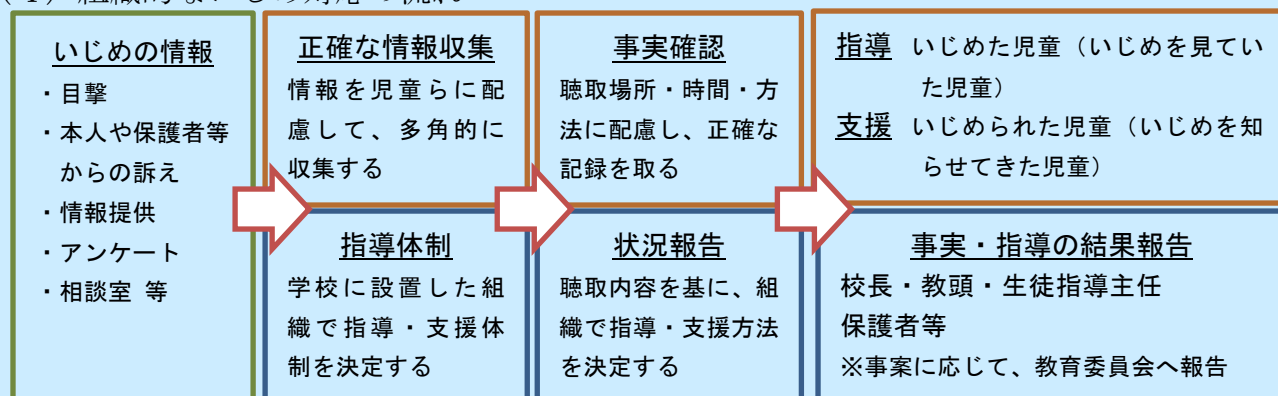
(3) 組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導いじめ対策本部」を設置する。構成は以下の職員とする。

校長、教頭、生徒指導主任、担任、当該学年主任、関係学年の職員、養護教諭、
スクールライフカウンセラー

その他必要に応じて（教務主任、学年生徒指導担当、特別支援担当、教育相談担当 等）

(4) 組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

(1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。

(2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。

